

経理実務 基礎から学ぶ労働保険実務

CONTENTS

第1章 労働保険の適用

■ 1 労働保険とは	2
■ 2 労災保険の目的等	2
■ 3 雇用保険の目的等	2
■ 4 労働保険の適用事業	3
■ 5 事業の区分	3
■ 6 対象となる労働者の範囲	4
■ 7 特別加入制度	7

第2章 労働保険に関する手続き

■ 1 適用事業主の事務	1 0
■ 2 労働保険の成立手続き	1 1
■ 3 事業所に関する手続き	2 2
■ 4 被保険者に関する手続き	3 3
■ 5 労働保険事務組合	4 6

第3章 労働保険料

■ 1 労働保険料の算定	4 8
■ 2 労働保険の年度更新	5 2
■ 3 申告書の概要	5 3
■ 4 概算保険料申告書	5 7
■ 5 増加概算保険料申告書	6 5
■ 6 確定保険料申告書	6 9

■ 7	申告書の提出・保険料の納付	8 6
■ 8	労災保険のメリット制	8 7

第4章 労災保険の保険給付

■ 1	労災保険の給付体系	9 0
■ 2	業務災害	9 0
■ 3	過労死と精神障害の認定	9 1
■ 4	複数業務災害	9 2
■ 5	通勤災害	9 3
■ 6	療養（補償）給付	9 4
■ 7	休業（補償）給付	1 0 1
■ 8	その他の給付	1 0 8
■ 9	社会復帰促進等事業	1 0 8

第5章 雇用保険の保険給付

■ 1	雇用保険の給付体系	1 1 0
■ 2	基本手当	1 1 0
■ 3	就業促進給付	1 1 2
■ 4	育児休業給付	1 1 3
■ 5	その他の給付	1 1 6
■ 6	雇用保険の助成金	1 1 6

このテキストは、令和3年4月1日現在の施行法令によっています。

第1章 労働保険の適用

1 労働保険の適用

労働保険の目的等、適用事業、対象となる労働者の範囲

■ 1 労働保険とは

労働保険とは、「労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）」と「雇用保険」を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなどその雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇用している事業場は加入義務があります。

労災保険は業務災害や通勤災害等、雇用保険は失業等に対して、それぞれ保険給付を行いその目的も異なりますが、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、保険関係の成立・消滅や保険料の申告・納付手続などの事務を一元的に処理することとしています。

一方、保険給付の請求や雇用保険の被保険者等にかかる届出等は、両保険制度で別々に処理します。

■ 2 労災保険の目的等

1. 目的

労災保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対し、迅速・公正な保護をするため必要な給付を行い、あわせて負傷又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進や、死亡した労働者の遺族の生活安定を図ることを目的としています。

本来、労働者が業務中に災害にあった場合には、事業主にその補償義務が生じることが労働基準法において定められていますが、大きな労働災害が起きた場合等事業主だけでは補償しきれないこともあります。そこで、事業主が労災保険に加入することにより、労働者に対して保険給付を行い、災害補償を確実なものとして労働者の保護を図り、あわせて事業主の負担の軽減を図っています。

2. 管掌等

労災保険は政府が管掌し、その事務を行う機関は中央では厚生労働省、地方では都道府県労働局と労働基準監督署です。

■ 3 雇用保険の目的等

1. 目的

雇用保険は、労働者が失業した場合や、雇用の継続が困難となった場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合等に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 管掌等

雇用保険は政府が管掌し、その事務を行う機関は中央では厚生労働省、地方では都道府県労働局と公共職業安定所です。

■ 4 労働保険の適用事業

1. 適用事業

労働者を1人でも雇用する事業は原則として適用事業となり、事業主は労働保険関係の成立手続を行い、保険料を納付しなければなりません。また労働保険の適用は「事業所単位」となるため、本社のほかに支社や工場があるような会社の場合には、本社と支社はそれぞれ独自に労働保険が適用されることになります。

2. 暫定任意適用事業

労働者を1人でも雇用すれば、事業主や労働者の意思に関係なく強制的に労働保険に加入しなければならない（強制）適用事業になりますが、当分の間、次表に掲げる事業については、事業主の意思や過半数の労働者の希望により、厚生労働大臣の認可を得て適用事業所となる「暫定任意適用事業」とされています。

労災保険	雇用保険
(1) 労働者が常時5人未満の個人経営の農業・畜産・養蚕の事業 (2) 労働者を常用せず、使用する労働者が年間延べ300人未満の個人経営の林業 (3) 使用労働者が常時5人未満の個人経営の事業で、総トン数5トン未満の漁船によるもの、または災害発生のおそれが少ない河川・湖沼または特定水面において主として操業するもの	(1) 労働者が常時5人未満の個人経営の農林・畜産・養蚕・水産の事業

■ 5 事業の区分

1. 継続事業と有期事業

労災保険では、適用事業を継続事業と有期事業に区分しており、保険料の計算方法などその事務手続きに違いがあります。この区分は労災保険だけに設けられているもので、雇用保険にこのような区分はありません。

(1) 継続事業

継続事業とは、事業の期間が予定されない事業のことをいい、工場、商店、事務所等が該当します。保険関係も事業が廃止されない限り継続します。

(2) 有期事業

有期事業とは、ビルや橋の建設事業や立木の伐採の事業のように、あらかじめ事業の開始と終了の時期が予定されている事業をいい、保険関係も事業の開始と終了にあわせて成立・終了させます。

2. 継続事業の一括

本社、支店、工場などがある場合、本来はそれぞれの事業所ごとに保険関係は成立しますが、事務処理の効率化を図るため、次の要件を満たす場合については労働保険の手続を一本化して行うことができます。

第1章 労働保険の適用

- (1) 事業主が同一の継続事業であること
- (2) それぞれの事業が同じ保険関係であること
- (3) 労災保険率表に掲げる事業の種類が同じであること

なお、継続事業の一括を行うためには、事業主が「継続事業一括申請書」を都道府県労働局長に提出し、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。

3. 一元適用事業と二元適用事業

労災保険と雇用保険はその事業の効率的な運営を図るため、保険関係の成立・消滅や保険料の申告・納付手続などの事務を一元的に処理すると述べましたが、このように一元的に処理を行う適用事業を「一元適用事業」、事業の性質上一元的に処理ができない適用事業を「二元適用事業」といい具体的に以下のように区分されています。

(1) 一元適用事業

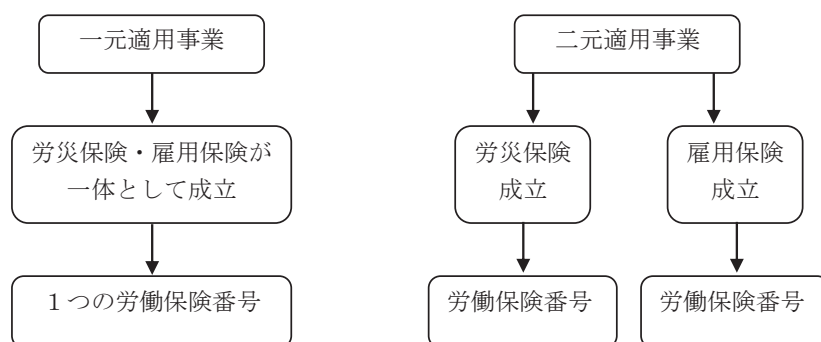
労災保険と雇用保険を一体として適用する事業をいいます。保険料の申告・納付等を一元的に処理し、二元適用事業以外の事業がこれに該当します。

(2) 二元適用事業

労災保険と雇用保険の適用要件や保険料の算定方法が異なるため、労災保険と雇用保険をそれぞれ別々に適用する事業をいいます。保険料の申告・納付等を別々（二元的）に処理し、次の事業が該当します。

- ① 都道府県及び市町村並びにこれらに準ずるものの行う事業
- ② 農林水産の事業
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）において港湾運送の行為を行う事業

<手続きの流れ>



■ 6 対象となる労働者の範囲

1. 適用労働者

労災保険や雇用保険が適用される労働者とは、原則として適用事業所に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

なお、労災保険と雇用保険では対象となる労働者の範囲が以下のように異なります。

(1) 労災保険

労災保険の適用事業所で使用される労働者であれば、契約社員やパートタイマー、アルバイト等労働時間や雇用期間にかかわらず全ての労働者が労災保険の対象になります。

(2) 雇用保険

雇用保険の適用事業に雇用される労働者のうち、一定の要件を満たすものが被保険者となりますが、以下の人は除かれます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満の者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の事業に雇用された者及び日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ③ 季節的に雇用される者で、次のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者に該当する者を除く）
 - （イ） 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - （ロ） 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 学校教育法に規定する学校の学生又は生徒
- ⑤ 船員であって、漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く）
- ⑥ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される人のうち、離職した場合に他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給与の内容が、求職者給付等の内容を超える者

2. 複数の事業場に使用される労働者

労働者が複数の事業場に使用される場合は、それぞれ以下のように取扱います。

(1) 労災保険

＜労働者災害補償保険法が令和2年9月1日に改正され、複数の事業場に使用される労働者については、以下のように取扱いが変わりました。＞

被災した時点で、事業主が同一でない複数の事業場に使用される労働者を「複数事業労働者」といい、すべての事業場の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。なお、被災した時点で複数の事業場に使用されていない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点において、複数の事業場に使用されていた場合には「複数事業労働者に類する者」として同様の取り扱いになります。

また、1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の労働時間やストレス等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定をすることになります。（令和2年9月1日以後に発生した傷病等についてのみ対象）

(2) 雇用保険

雇用保険については、複数の事業場で雇用関係にあったとしても、原則としてその者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみ被保険者となります。

3. 法人の役員

取締役、理事、監査役等の法人の役員については、それぞれ次のように取扱います。

第1章 労働保険の適用

(1) 労災保険

代表権、業務執行権を有する役員は労災保険の対象となりませんが、取締役や理事等の地位にある者であっても、業務執行権を有する役員の指揮監督を受けて労働に従事している場合は労働者として労災保険が適用されることもあります。

(2) 雇用保険

取締役などの役員は、原則として雇用保険の被保険者にはなりませんが、役員でありながら同時に支店長や工場長など従業員としての身分を有しているような使用人兼務役員は、公共職業安定所で労働性があるかどうかの認定を受けた場合（詳細は第2章参照）には、被保険者となります。

4. 出向労働者

出向元の会社に在籍したまま出向先の会社で勤務する出向労働者については、それぞれ以下のように取扱います。

(1) 労災保険

出向の目的や出向労働者の労働の実態等に基づき判断しますので、出向労働者が出向先事業主の指揮監督を受けて労働する場合には、出向先事業所で労災保険の対象となります。

これは、出向元で賃金が支払われている場合も変わりません。出向元で賃金が支払われている場合は、出向先で支払われる賃金に含めて労災保険料を計算し出向先が納付義務を負うことになります。

(2) 雇用保険

出向元、出向先の2つの事業主と雇用関係を有する場合は、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者となります。

5. 派遣労働者

派遣元の事業所で労働契約関係があり、派遣元と派遣先の間で労働者派遣契約が締結され、その契約に基づき派遣先事業主の指揮命令を受けて労働する派遣労働者については、労災保険、雇用保険とも派遣元の事業所で適用されます。

ただし、登録型派遣労働者の場合は、派遣の都度労働契約が締結されるため、雇用保険に関しては①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②31日以上雇用見込があること、の2つの要件を満たしている場合に限り被保険者となります。

6. 海外勤務者

労働者が出張や派遣などで海外勤務する場合は、それぞれ以下のように取扱います。

(1) 労災保険

労災保険は、原則として、日本国内にある事業場に対して適用されるため、海外の事業場で就労する労働者に対しては、海外派遣者として労災保険に特別加入しない限り、労災保険は適用されません。ただし、国内の事業場に所属している労働者が、海外出張する場合には、特段の手続きをすることなく、労災保険の適用を受けることができます。

海外「出張」か海外「派遣」かの区別は、海外における勤務期間の長短によって判断されるのではなく、その労働者が国内の事業場の指揮命令に従って業務に従事している場合は海外出張となり、海外の事業場に所属し、その事業場の指揮命令に従って業務を行う場合には海外派遣とみなされることになります。

(2) 雇用保険

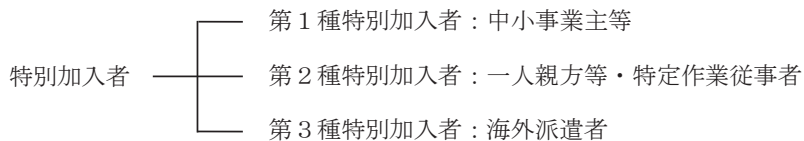
雇用保険は、日本の会社との雇用契約が継続している場合には、被保険者資格は継続します。なお、海外子会社へ転勤する場合には被保険者資格は喪失となります。

■ 7 特別加入制度

1. 特別加入制度の概要

労災保険は本来労働者の災害補償を行うものなので、自営業者や会社の代表取締役などは対象にはなりません。その作業の実態や災害の発生状況からみて、労働者と同様に保護することがふさわしいとみなされる人に、労災保険への特別加入制度が設けられています。

特別加入できる方の範囲は、中小事業主等・一人親方等・海外派遣者等の3種に大別されます。



2. 特別加入制度の種別

(1) 中小事業主等（第1種特別加入者）

中小企業の事業主（法人の場合は代表者）とその家族従事者、その会社の役員が第1種特別加入者となります。中小企業の規模は以下のように定められています。

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

特別加入するためには、①その事業について労働保険関係が成立していること、②労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること、などが要件となり、委託先の労働保険事務組合（詳細はP.46参照）を通して加入申請を行います。

(2) 一人親方等・特定作業従事者（第2種特別加入者）

労働者を使用しないで①事業を行うことを常態とする個人タクシー業者、建設業者（大工、左官、とび等）の一人親方等や②介護作業従事者など、災害発生率の高い作業（特定作業）に従事している者が第2種特別加入者となります。

特別加入するためには、①、②とも所属団体が特別加入の承認を受けていることが必要です。

(3) 海外派遣者等（第3種特別加入者）

日本国内で行われる事業（有期事業を除く）の事業主が海外に派遣し、海外（海外の支店、工場、現地法人等）で行われる事業に従事する労働者等（一時的な海外出張者を除く）をいいます。

特別加入するためには、①派遣元の国内事業について労災保険関係が成立していること、②派遣元の国内事業が有期事業でないことが必要です。

第1章 労働保険の適用

3. 複数事業労働者である特別加入者

特別加入者であっても、複数事業労働者に該当する場合があります。例えば、1つの事業場で特別加入者となり、他の事業場では労働契約関係にある場合や、複数の事業場で特別加入者である場合には、「複数事業労働者」として取り扱われることになります。